

お客さま各位

令和3年2月

碧海信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のご案内

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年4月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座および貯蓄預金口座に導入させていただきます。

本手数料は、最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座を含みます。）および貯蓄預金口座のうち、残高が1万円未満の口座に対し、お取引状況をお知らせした上で、約3ヶ月経過後に、年間1,320円（消費税込）の手数料をいただくものです。

ただし、次の口座は対象外となります。

- ・18歳未満のお客さまの口座、法人のお客さまの口座
- ・残高が1万円以上の口座
- ・同一支店で他にお預かり金融資産（定期性預金・投資信託・外貨取引・国債等）のご契約があるお客さまの口座
- ・同一支店でお借入れがあるお客さまの口座

※盗難、紛失などでご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

当金庫におきまして、①ご利用のない口座について、お取引の再開をお勧めすること、②口座の不正利用防止の観点から、今後ご利用の予定のない口座についてご解約をお勧めすること、③未利用口座の管理に要している最低限のコストをご負担いただくことにより、当金庫を常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービス維持・向上を図ることなどを目的として本手数料を設定しております。

本手数料はあくまでも令和3年4月1日以降に開設され、未利用の状態となった口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまが対象となることはありません。

なお、令和3年3月31日現在で、既に開設されている口座は本手数料の対象とはなりません。

詳しくは、お取引店までお問合わせください。